

## 境界標が守るあなたの財産

### トラブルが起きてからでは遅い

隣家との境界線をめぐるトラブルは、その殆どが境界標の不整備に原因があります。それはいったん起きると感情的な対立まで発展し、解決が長引くにつれ深刻化する傾向にあるようです。せっかく縁あって隣同士で住んでいるのですから、お隣さんとはいつまでも仲良くしたいですね。そのためにも境界標をしっかりと整備することをおすすめします。

### トラブルが発生したら…

遠慮なく「境界センター」にご相談ください。


わが国で唯一の土地の境界に関する専門家集団「土地家屋調査士会」が、法律の専門家集団である「弁護士会」との協働で運営している「境界紛争解決センター」が、皆様のご相談に応じて最適な方法でトラブルが解決できるようお手伝いいたします。





## 土地家屋調査士の主な仕事

私たちは土地や家屋に関する仕事を通じて、皆さまの財産を守るお手伝いをしています。こんな時、土地家屋調査士をご活用ください。


### 土地に関して


 境界や面積を知りたいとき（調査・測量）  
境界を調査・確認し、現地を測量して面積を調べます。


 分筆したいとき（分筆登記）  
相続・贈与、または売買などのために、1筆の土地を2筆以上に分けます。

 宅地に変更したとき（地目変更登記）  
登記簿の地目を宅地に変更します。

### 建物に関して

 新築したとき（建物表示登記）  
建物を新築したときや、建売住宅を購入したとき。

 増築したとき（建物表示変更登記）  
建物を増築したときや、車庫などの附属建物を新築したとき。

 建て替えをしたとき（建物滅失登記⇒建物表示登記）  
古い建物を取り壊して、新しく建物を建築したとき。



境界紛争でお困りの方、まずはお電話ください。

☎ 03-3295-0022

受付 / 月～金 10:00～17:00 (土・日・祝は除く)

※注意: 当日ご予約なくお越しになられても、  
ご相談を受けられない場合があります。ご了承ください。

要予約

## 境界センター

東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目2番10号（土地家屋調査士会館）  
TEL. 03-3295-0022 FAX. 03-3295-4770  
E-mail center@tokyo-chousashi.or.jp



土地家屋調査士会館

※駐車場はございません。

境界紛争の解決を境界の専門家、土地家屋調査士と  
法律の専門家、弁護士が支援いたします。

# 境界センター

東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター

遠くの親戚より近くの他人。  
仲良くしたいですね。  
お隣りさんとは、いつまでも。



東京土地家屋調査士会

【協力】

東京弁護士会  
第一東京弁護士会  
第二東京弁護士会

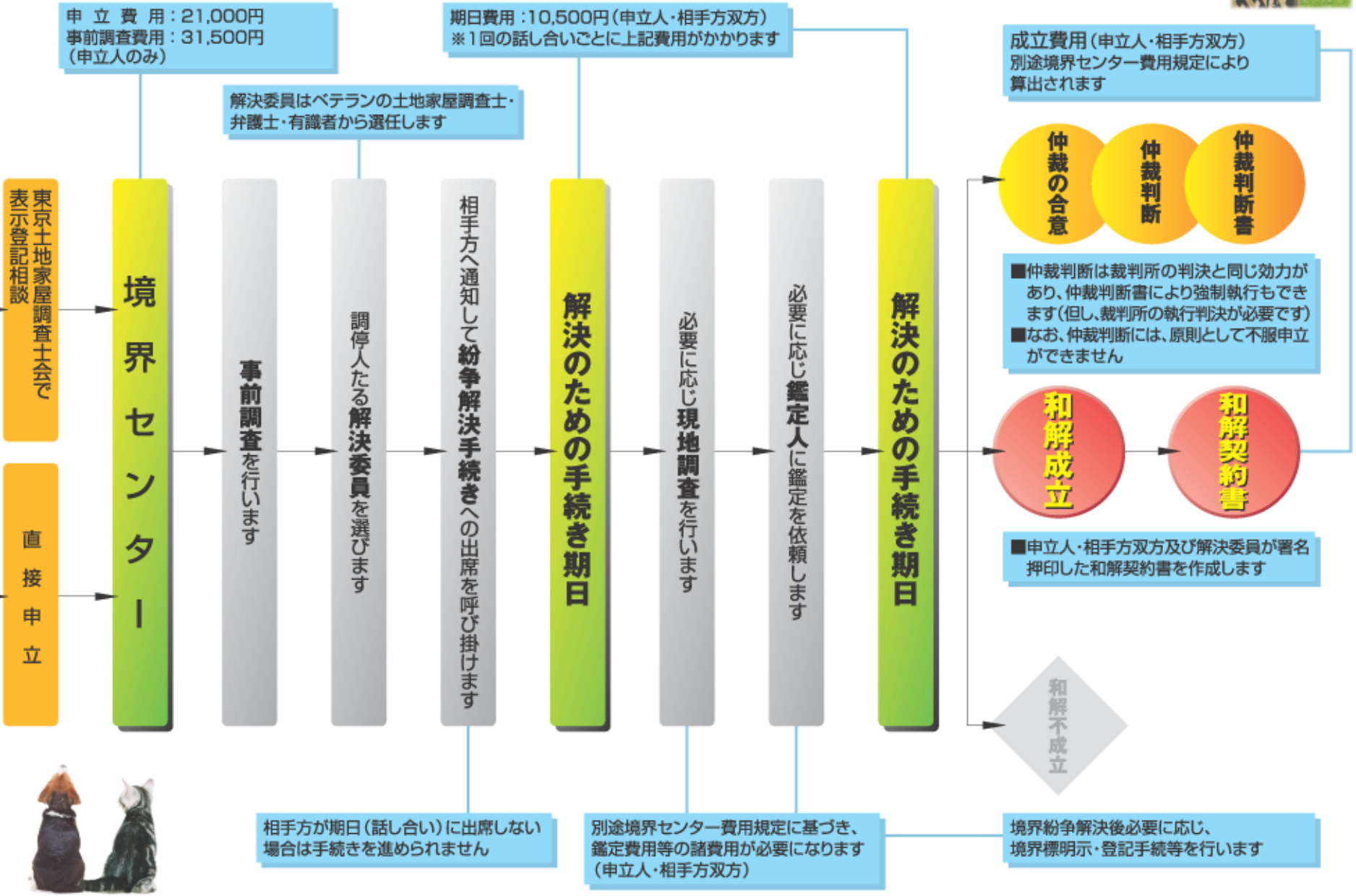
土地の境界を巡るトラブルが発生したとき

# 専門家の知識と経験をご活用ください

財産に関わる問題だけに、土地の境界を巡るトラブルには慎重な対応が欠かせません。土地家屋調査士はそのことを常に意識して、迅速・公正そして最良な方法で問題が解決できるよう日々研鑽をつんでいます。隣家同士で感情的対立が根深くなる前に、問題を早く解決したい。それが私たちの目標です。

土地家屋調査士と弁護士が、長年の経験で培ったノウハウと知識を活用して「相談」に応じ、「調停」をすすめて円満解決を図ります。安心してご相談ください。

※本チラシに記載の金額は、平成26年3月1日までの消費税率です。  
平成26年4月1日以降は、お支払いの時点における消費税率をもって費用額が算出されます。



申立費用：21,000円  
事前調査費用：31,500円  
(申立人のみ)

期日費用：10,500円(申立人・相手方双方)  
※1回の話し合いごとに上記費用がかかります

成立費用(申立人・相手方双方)  
別途境界センター費用規定により算出されます

解決委員はベテランの土地家屋調査士・  
弁護士・有識者から選任します

■仲裁判断は裁判所の判決と同じ効力があり、仲裁判断書により強制執行もできます(但し、裁判所の執行判決が必要です)  
■なお、仲裁判断には、原則として不服申立ができません

■申立人・相手方双方及び解決委員が署名押印した和解契約書を作成します

相手方が期日(話し合い)に出席しない場合は手続きを進められません

別途境界センター費用規定に基づき、鑑定費用等の諸費用が必要になります(申立人・相手方双方)

境界紛争解決後必要に応じ、境界標明示・登記手続等を行います

